

米トレーサビリティ制度 Q & A

目次

問一覧	P. 1～ P. 8
1. 法令等の略称	P. 9
2. 用語の定義	P.10～P.11
Ⅰ 基本編	P.12～P.21
Ⅱ 生産者編	P.22～P.30
Ⅲ 応用編	P.31～P.40
Ⅳ 対象品目編	P.41～P.51

平成 30 年 7 月

農林水産省

I 基本編

- (問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。
- (問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。
- (問3) 食品表示法に基づく食品表示基準と米トレーサビリティ法との関係はどのようなになっていますか。
- (問4) 米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達と、景品表示法、不正競争防止法及び食品衛生法との関係はどのようなになっていますか。
- (問5) 米トレーサビリティ法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。
- (問6) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。
- (問7) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問8) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。
- (問9) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成しなければなりませんか。
- (問10) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。
- (問11) 記録の保存は、どれくらいの期間が必要ですか。
- (問12) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものと対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。
- (問13) 事業者間の取引について、どうして産地情報の伝達が必要なのですか。
- (問14) 事業者間における産地情報の伝達方法にはどのようなものがありますか。
- (問15) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。
- (問16) 指定米穀等が、食品表示基準の業務用加工食品又は業務用生鮮食品に該当する場合についても当該指定米穀等を他の米穀事業者へ譲渡しをするときは、産地情報の伝達の義務がかかりますか。
- (問17) 指定米穀等について、店頭で量り売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達が必要ですか。
- (問18) 産地の伝達および記録について、輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。
- (問19) 一般消費者に対する産地情報の伝達はどのようにすればよいのでしょうか。
- (問20) 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。
- (問21) 事業者間の産地情報の伝達の違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達の違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。
- (問22) 米トレーサビリティ法はいつ施行されたのですか。

(問 23) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることが出来ますか。また、質問、相談はどこにすればよいのですか。

I I 生産者編

- (問 1) 生産者が農協に主食用米と加工用米、新規需要米を出荷する際には、どのような記録の作成・保存をする必要がありますか。
- (問 2) 生産者が農協に米穀の販売委託をした場合や農協に販売した場合には、具体的に米トレーサビリティ法に基づく記録の作成・保存をどのようにすればよいのですか。
- (問 3) 生産者が自家保有する米と出荷米（販売用（委託を含む。））を区分することなく、カントリーエレベーター（CE）又はライスセンター（RC）にもみで出荷した場合には、米トレーサビリティ法に基づく記録の作成・保存はどのようにすればよいのですか。
- (問 4) 生産者自らが生産した米穀の全量を自家消費した場合、記録の作成・保存をする必要がありますか。
- (問 5) 生産者が庭先集荷業者に米穀を販売した際に、取引の記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 6) 他者から作業受託した米穀について、受託側の名義で米穀を販売するために水田の所有者から米穀を仕入れた場合（あるいは、米の販売委託を受けた場合）、また、受託料（作業料）を米穀で受けた場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 7) 水田を借り受けた者が水田の所有者に対して、借地料として、当該水田所有者の自家消費用として米の譲渡しをする場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。
- (問 8) ファーマーズマーケットで米・米加工品を販売する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 9) 種子（種もみ）を購入した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 10) 苗を購入し、又は販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 11) 販売者自らが生産する未検査米を用いて米加工品を製造・販売する場合、産地情報の伝達として、「国産」ではなく、都道府県名や市町村名など一般的に知られた地名を伝達することは可能ですか。
- (問 12) 販売者自らが生産する未検査米穀を用いて「おにぎり」を製造・対面ばら売り販売する場合、お米の「品種名」を伝達することは可能ですか。
- (問 13) ウェブサイトやアプリ等により米・米加工品を一般消費者に販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 14) 生産者が米穀事業者である飲食店に米穀を直接販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 15) ファーマーズマーケット等又はその運営者が事業者として生産者から米穀等を購入して消費者へ販売する仕組みの場合、どのような記録の作成・保存が必

要ですか。

- (問 16) ファーマーズマーケット等又はその運営者が事業者として生産者から米穀等の販売委託を受け、消費者へ販売する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 17) 事業者団体や市町村等が米穀の乾燥調製等の施設の提供のみを行い、当該施設を利用した生産者が形式上・事実上の販売者である場合、当該施設の所有者はどのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 18) 米ぬかを出荷する場合で、購入した事業者が米ぬかから碎米を取り出して販売する可能性があるときは、出荷する米ぬかの記録の作成・保存や産地情報の伝達の必要はありますか。
- (問 19) 玄米、精米を調製する際に発生する「ふるい下」、「碎米」、「色選下米」等についても、米トレーサビリティ法の対象になりますか。
- (問 20) 生産者自らが生産した米穀を「おにぎり」にして、イベントで無償配布した場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。
- (問 21) 縁故米（無償譲渡米）を受け取った親戚等が、自ら営む飲食店で米飯として客に提供した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。
- (問 22) 生産者自らが生産した米穀を自ら加工して加工品を一般消費者に販売する場合には、生産者の立場と、加工品製造業者の立場、それぞれの立場での出荷・入荷の記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要ですか。
- (問 23) 生産者がJA等のCE等（カントリーエレベーター及びライスセンター）に出荷した米穀のうち、自家保有する米を引き取る場合、記録の作成・保存は必要ですか。

- (問 1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。
- (問 2) 調理実習、料理教室にはどのような義務が課されるのですか。
- (問 3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されますか。
- (問 4) 取引の数量は玄米換算（又は精米換算）する必要があるのですか。
- (問 5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション（コンタミ）」をどのように取り扱うのですか。
- (問 6) スーパー等で一般消費者向けに販売する際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。
- (問 7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票等に必要な項目を記載せずに販売し、販売先の事業者が必要な譲受け記録の記録事項を作成していなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。
- (問 8) 外食店等がスーパー等で袋詰め精米を購入し、当該外食店で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。
- (問 9) 「もち」や「だんご」等を販売している店舗において、店内で食べることができる場所を設けている場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。
- (問 10) 結婚披露宴や大規模なパーティでの産地情報の伝達はどのようにしたらよいのですか。
- (問 11) 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。
- (問 12) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合や、お茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。
- (問 13) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存としているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないですか。
- (問 14) 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないですか。
- (問 15) コイン精米機設置者は、不特定多数の人が使用するコイン精米機において、色彩選別で除去された米穀について引き取り業者に譲渡しを行う場合には、取引の記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。
- (問 16) ライスセンター等から発生する碎米や色彩選別で除去された米などを他の米穀事業者へ譲渡する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

- (問 17) 取引等の記録の「搬出入した場所」の記載について、業者名のみで住所（地名）はなくてもよいか。
- (問 18) スーパーや百貨店等で、米穀等を一般消費者に試食用及びサンプル用として無償配布した場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。
- (問 19) 営業用のサンプルを各取引先の担当者に無償で配る際にも取引等の記録の作成・保存は必要ですか。
- (問 20) 一般消費者に提供した米飯類の食べ残しについて廃棄をした場合、どこまでが食べ残しに該当しますか。また、この場合、記録の作成は必要ですか。
- (問 21) 品位の検査等でサンプルを検査機関へ送付する場合、5 k g 未満であっても記録が必要ですか。
- (問 22) 指定米穀等である商品を他の米穀事業者へ譲渡しをする場合、又は一般消費者へ販売する場合において、当該商品の産地情報を伝達するとき、当該商品の原材料に用いた全ての対象品目（指定米穀等に該当するもの）について産地情報の伝達は必要ですか。
- (問 23) 社員食堂での産地情報の伝達の義務とその主体はどうなりますか。
- (問 24) 賄い食の提供についても、産地情報の伝達が必要ですか。
- (問 25) 病院、学校、老人ホーム、刑務所等において、それぞれ入院患者、児童・生徒、入居者、収監者等に対する給食をしている場合は、産地情報の伝達が必要ですか。

I V 対象品目編

1 米穀

(問1) 「米ぬか」は、対象となりますか。

2 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの（これらの調製食料品（次号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げるものを除く。）であって、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。）

(問2-1) 「米穀粉」としては、どのようなものが対象となりますか。

(問2-2) 以下のものは、対象となりますか。

- ① 無糖、もち米粉83%、加工でん粉17%
- ② 無糖、もち米粉84%、とうもろこし粉16%
- ③ 米粉40%、加工でん粉30%、小麦粉16%、砂糖14%

(問2-3) 「米粉ミックス粉（米粉80%、小麦グルテン17%、その他3%）」は、対象品目に該当しますか。

3 米菓生地

(問3-1) 「米菓生地」としては、どのようなものが対象となりますか。

(問3-2) 問3-1の「専ら米菓の原材料として使用されることを目的としたもの」とは、どのようなものですか。

(問3-3) 問3-2の「「米菓生地」と称し」とは、どのようなことですか。

4 もち

(問4-1) 「もち」としては、どのようなものが対象となりますか。

(問4-2) 問4-1の「「もち」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。

(問4-3) とうもろこしでん粉などを生地を使用したものや、よもぎ、海苔や豆を生地に練り込んだものは、「もち」として対象となりますか。

(問4-4) 食品表示法に基づく食品表示基準と米トレーサビリティ法との関係はどのようになっていますか。（I基本編問3の再掲）

5 だんご

(問5-1) 「だんご」としては、どのようなものが対象となりますか。

(問5-2) 問5-1の「「だんご」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。

(問5-3) 餡等かけたもの、串に刺されたものは、「だんご」として対象となり

ますか。

- (問5-4) 糖類など甘味料やとうもろこしでん粉を生地に使用したものは、「だんご」として対象となりますか。
- (問5-5) 原材料がもち米、うるち米の米粉である「すあま」、「ういろう」、「ゆべし」などは、「だんご」として対象となりますか。

6 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。）

- (問6-1) 「おこげ」は、対象となりますか。
- (問6-2) カップ入りなどの「即席ぞうすい」、「即席おかゆ」等は対象となりますか。
- (問6-3) 発芽玄米、コラーゲン米、ビタミン強化米などは、対象品目に該当しますか。
- (問6-4) 玄米・精米に雑穀やビタミン強化米などを混合したものは、対象品目に該当しますか。
- (問6-5) 玄米・精米ではなく、発芽玄米に小豆などの豆類や雑穀を混合したものは、対象品目に該当しますか。

7 米菓

- (問7-1) 「米菓」としては、どのようなものが対象となりますか。
- (問7-2) 問7-1の「米菓」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。
- (問7-3) せんべいやあられ等の「米菓」に、ピーナッツ、干魚等を混ぜて、袋詰めしたものは、対象となりますか。
- (問7-4) 米トレーサビリティ法の「指定米穀等」に該当しない米粉調製品を使用して米菓を製造した場合、米トレーサビリティ法に基づく当該米菓の原料米の産地情報の伝達が必要ですか。

8 その他

- (問8-1) 「もち」、「だんご」、「米菓」等の「原材料」の判断は、どのように行うのですか。
- (問8-2) 米飯類のほかにだんご等の指定米穀等が含まれるような飲食料品については、対象となりますか。
- (問8-3) 「種こうじ」は対象品目に該当しますか。

1. Q & Aにおいては、以下のとおり、法令等の略称を使用しています。

米トレーサビリティ法：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律第 26 号）

政令：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令」（平成 21 年政令第 261 号）

記録省令：「米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令」（平成 21 年財務省令・農林水産省令第 1 号）

伝達命令：「米穀等の産地情報の伝達に関する命令」（平成 21 年内閣府令・財務省令・農林水産省令第 1 号）

告示：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律施行令第 1 条第 1 号の農林水産大臣が定める方法及び基準を定める件」（平成 21 年 11 月 5 日農林水産省告示第 1551 号）

勧告及び公表の指針：「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第 8 条第 1 項の一般消費者に対する産地情報の伝達義務違反に係る同法第 9 条第 1 項の勧告及び公表の指針」（平成 27 年 4 月 1 日 農林水産省）

遵守事項省令：「米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令」（平成 21 年農林水産省令第 63 号）

農産物検査法：「農産物検査法」（昭和 26 年法律第 144 号）

食品表示法：「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）

食品表示基準：「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令第 10 号）

景品表示法：「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）

不正競争防止法：「不正競争防止法」（平成 5 年法律第 47 号）

食品衛生法：「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）

2. Q & Aにおいては、以下のとおり、用語を定義しています。

(1) 生産者：水稲、陸稲の生産者

(2) 米穀等：米穀（もみ、玄米、精米、砕米）及び米穀を原材料とする飲食料品（薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除き、料理を含む。）であって次に掲げるもの。

① 米穀粉、米穀をひき割りしたもの及びミールその他米穀を次のアからオのいずれかの方法により加工したもの（これらの調製食料品（次の②、③、④、⑥及び⑦に掲げるものを除く。）であって、次のカの基準に該当するものを含む。）

ア 直接圧縮すること又は当該加工したものの全重量の 3 パーセント以下の結合剤を加えることにより、固めること。

イ ロールにかけ、又はフレーク状にすること。

ウ 殻を取り除き、真珠形にとう精すること。

エ 薄く切ること。

オ 粗くひくこと。

カ 【基準】米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の 3 %以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。）の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の 85 %を超え、かつ、米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めること。

② 米菓生地

③ もち

④ だんご

⑤ 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これらを含む料理その他の飲食料品を含む。）（以下「米飯類」という。）

例：各種弁当、各種おにぎり、ライスバーガー、赤飯、おこわ、米飯を調理したもの（注）、包装米飯、発芽玄米、雑穀米、乾燥米飯類等の米飯類（いずれも、冷凍食品、レトルト食品及び缶詰類を含む。）

（注）いわゆる「白飯」として一般消費者に提供されるもののほか、おかゆ、ぞうすい、混ぜご飯、寿司、チャーハン、ピラフ、パエリア、オムライス、カレーライス、ドリア等のご飯メニューとして提供されるもの。

⑥ 米菓

⑦ 米こうじ

⑧ 清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

- (3) 米穀事業者：米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食業者などの米穀等を取り扱う事業者）
- (4) 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者がその購入等に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として米穀（飼料用のものその他の食用に供しないものを除く。）及び（2）の①から⑧に掲げるもの
- (5) 対象品目：米トレーサビリティ法の対象となる品目であって、次に掲げるもの。
- ① 取引等の記録が必要となる対象品目は、（2）「米穀等」に該当するもの。
 - ② 取引等の記録の記録事項のうち産地の記録が必要となる対象品目は、（4）の「指定米穀等」に該当するもの。（ただし（2）の③、④、⑤、⑥及び⑧に掲げるものであって、一般消費者への販売用に包装され、又は容器に入れられたもののうち、当該包装・容器に産地が表示されているものを除く。）
 - ③ 他の米穀事業者への譲渡しをする場合、又は一般消費者への販売、若しくは提供をする場合に、産地情報の伝達が必要となる対象品目は、（4）の「指定米穀等」に該当するもの。
（ただし、
ア 例えば弁当のような、米飯類を含み複数の指定米穀等を含む飲食料品にあつては、当該米飯類のみ
イ 外食店等で一般消費者への提供をする場合は、米飯類のみ）
- (6) 「譲受け」及び「譲渡し」：有償、無償を問わず、所有権の移転を伴う取引のこと（販売の委託および受託を含む。）
- (7) 提供：レストランなど飲食のための施設を設け、サービスとして料理等を提供する形式のこと
- (8) 販売：上記「提供」に当たらない譲渡し（小売店などで商品を販売する場合など）のこと

I 基本編

(問1) 米トレーサビリティ法の目的はどのようなものですか。

(答)

この法律は、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付けることにより、米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、及び適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進し、もって国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図ることを目的としています。

(問2) 米トレーサビリティ法の概要はどのようなものですか。

(答)

米トレーサビリティ法は大きく2つの内容から構成されています。

一つはトレーサビリティの確保のため、米穀事業者に対し、米穀等を取引したとき等にその内容について記録を作成・保存することを義務付けています。

もう一つは、消費者が産地情報を入手できるように米穀事業者に対し、指定米穀等を取引する際にその米穀自体や原料に用いられている米穀の産地を相手に伝達することを義務付けています。

(問3) 食品表示法に基づく食品表示基準と米トレーサビリティ法との関係はどのようなになっていますか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法により、米穀事業者は指定米穀等の米穀又は米加工品の原料米穀の産地を一般消費者に伝達する必要があります。その際、原材料において原料米穀が占める重量の割合の順にかかわらず、産地情報の伝達が必要です。
- 2 また、指定米穀等となる米加工品は、同法により、重量の割合上位1位の原材料の原産地が情報伝達（表示）されている場合、食品表示基準の規定は適用されません。

3 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合（食品表示基準別表第2の1の（1）の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「（6）もち」）は、米トレーサビリティー法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に定められた表示を行ってください。

※（参考）食品表示基準で規定される「もち」

原材料及び添加物に占めるもち米の重量の割合が50%以上のもの

（問4） 米トレーサビリティー法に基づく産地情報の伝達と、景品表示法、不正競争防止法及び食品衛生法との関係はどのようになっていますか。

（答）

1 米トレーサビリティー法では、指定米穀等を他の米穀事業者への譲渡しをするとき、一般消費者への販売又は提供をするときに産地情報の伝達を義務付けています。

景品表示法では、一般消費者に商品・サービスの品質や価格について、実際のもの等より著しく優良又は有利であると誤認される表示（不当表示）を禁止しており、米トレーサビリティー法の対象か対象外かに関わらず、ブランド名や原産国等の不当な表示等が禁じられています。

2 また、不正競争防止法では、事業者間の公正な競争を確保するため、商品、役務又はその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為、又はその表示をした商品を譲渡等する行為を不正競争行為として規制しており、米トレーサビリティー法の対象か対象外かに関わらず、商品、その広告、取引に用いる書類・通信に、これらの表示をする行為等が禁じられています。

3 なお、食品衛生法には原料の産地表示義務に関する規定はありません。

（問5） 米トレーサビリティー法では、どうして記録を作成する必要があるのですか。

（答）

米穀等に関し、事故等が発生した際に、保存された記録を基に流通ルートを速やかに特定することにより、食品としての安全性を欠くものの流通を防止するとともに、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするため、米穀事業者に対し、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報

の伝達を義務付けています。

(問6) 取引等の記録はどのような場合に作成しなければならないのですか。

(答)

- 1 米穀等を譲受け又は他の米穀事業者に譲渡しをした場合（販売の受委託をした場合を含む）に記録の作成が必要になります。
- 2 具体的には、所有権の移転を伴うような取引のほか、生産者が集荷業者に販売を委託した場合等に必要となります（同様に、受託した側も必要です。）。

(問7) 取引等の記録にはどのような項目が必要ですか。

(答)

記録省令第2条第1項に定められているとおり、

- ① 米穀等の名称（取引において通常用いている名称）
 - ② 産地（指定米穀等の譲受け又は譲渡しをした場合）
 - ③ 数量（取引において通常用いている単位）
 - ④ 年月日（譲受け又は譲渡しに伴い当該米穀等の搬入又は搬出をした日を記載。これにより難しい場合は、譲受け又は譲渡しをした日でも可。）
 - ⑤ 譲受け又は譲渡しをした相手方の氏名又は名称
 - ⑥ 譲受けに伴って搬入をした場合には、搬入をした場所（注1）、また、譲渡しに伴って搬出をした場合には、搬出をした場所（注1）
 - ⑦ 用途限定米穀である場合にあっては、その用途（注2）
- について記録する必要があります。

注1) 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入を行った者の名称（〇〇農協）でも可。

また、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

注2) 用途限定米穀とは、遵守事項省令第1条第1項に定める用途限定米穀をいい、米穀の出荷販売事業者が用途限定米穀を販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、同省令で義務付けられている。

(問8) 縁故米も取引等の記録を作成する必要がありますか。

(答)

米トレーサビリティ法で取引等の記録の作成義務を課しているのは、米穀等を譲受け又は他の米穀事業者に譲渡しをした場合（販売の受委託をした場合を含む）ですので、譲渡しをした相手先が米穀事業者でない場合には記録の作成義務はありません。

(問9) 搬出、搬入等の記録はどのような場合に作成しなければなりませんか。

(答)

- 1 米穀等を搬出、搬入等をした際の記録は、取引等のお金の流れとモノの流れが異なる場合でもモノの流れを追跡できるようにするため、米トレーサビリティ法第3条の記録とは別に、同法第5条で記録の義務を課しています。
- 2 具体的には、自社の物流センターから店舗に入出荷した場合、セントラルキッチンから店舗に入出荷した場合、乾燥調製・とう精等を受委託した場合、米穀等を廃棄した場合、米穀等を亡失した場合等が含まれます。
- 3 ただし、工場と倉庫が併設している場合等ひとまとまりとしての機能を有する同一の敷地内での移動については、記録の必要はありません。

(問10) 搬出、搬入等の記録にはどのような項目が必要ですか。

(答)

米穀等を搬出、搬入、廃棄又は亡失した場合には、以下の項目について記録の作成が必要です。ただし、指定米穀等であっても産地の記録は不要です。

- ① 米穀等の名称（取引において通常用いている名称）
- ② 数量（取引において通常用いている単位）
- ③ 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした年月日
- ④ 搬出、搬入、廃棄又は亡失をした場所（注1）
- ⑤ 搬出又は搬入をした相手方の氏名又は名称
- ⑥ 米穀等を廃棄するため、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者に引渡しをした場合にあっては、引渡しをした相手方の氏名又は名称
- ⑦ 用途限定米穀である場合にあっては、その用途（注2）

注1) 農協の倉庫から搬出した場合など、搬出入の場所について引取当事者が把握していない場合には、搬出入をした者の名称（〇〇農協）でも可。

また、記録を事業所ごとに整理している場合には、この搬出入の場所の記録は不要。

注2) 用途限定されている米穀とは、遵守事項省令第1条第1項に定める用途限定米穀をいい、米穀の出荷販売事業者が用途限定米穀を販売する際には、当該米穀が用途限定米穀であることが明らかとなるよう措置することが、同省令で義務付けられている。

(問11) 記録の保存は、どれくらいの期間が必要ですか。

(答)

米穀等を譲受け又は他の米穀事業者に譲渡しをした際（販売の受委託をした場合を含む）、あるいは搬出、搬入等をした際の記録は、当該記録を作成した日から、以下の場合を除き3年間の保存が必要です。

- ① 消費期限が付されている米穀等（仕出し弁当や給食など速やかに消費することを前提としたものを含む）については3か月間
- ② 記録を作成した日から賞味期限までの期間が3年を超える米穀等については5年間

(問12) 取引等の記録、搬出、搬入等の記録の作成の際に、入荷したものと出荷したものととの対応関係が分かるようにする旨の努力義務が規定されていますがどのような内容ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法では、米穀等について問題が生じた際に、速やかに流通ルート特定できるよう、米穀等の取引等をした際に記録を作成し、保存することとしております。これと併せて、米穀等の表示の適正化等を図ることや米穀等の産地情報の提供を促進するため、指定米穀等の産地情報の伝達を行うこととしています。
- 2 したがって、流通ルートをより正確に特定したり、産地情報の確からしさを担保したりするためには、①飲食料品の製造業者については、入荷した原材料と製造ロット、出荷ロットの関係等、②流通業者については、入荷ロットと出荷ロットとの対応関係等が明確になっている必要があります。
- 3 しかしながら、入荷したものと出荷したものととの対応付けの困難さや方法が業種

によって大きく異なり、また、同じ加工製造業者でも製造方法等によって大きく実態が異なることから、法令により対応付けの方法を一律に定めるのではなく、努力義務としたところです。

(問 13) 事業者間の取引について、どうして産地情報の伝達が必要なのですか。

(答)

一般消費者に対して指定米穀等の産地情報を正確に伝えるためには、当該指定米穀等又はその原料米穀等を取引した米穀事業者が産地情報を途切れさせることなく伝達することが必要であり、また、問題が発生した際に流通ルートを速やかに特定するためにも、米穀事業者に対して取引の記録の作成と保存を義務付けています。

このようなことから、事業者間の取引についても、産地情報の伝達を義務付けているところです。

(問 14) 事業者間における産地情報の伝達方法にはどのようなものがありますか。

(答)

米穀事業者間の産地情報の伝達方法については、指定米穀等の包装・容器又は送り状、納品書、規格書等の伝票類にその産地を表示する方法があります。

(問 15) 指定米穀等の産地情報の伝達の「産地」については、どのように表記すればよいのですか。

(答)

- 1 産地が国内の場合には「国内産」や「国産」と、産地が外国の場合は、その国名で記載することとします。ただし、産地が国内の場合には都道府県名、市町村名や一般的に知られた地名でも構いません。
- 2 産地が2以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に記載することとします。

産地が3以上ある場合にあっては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2以上の産地を記載し、その他の原産地をまとめて「その他」と記載することができることとします。この場合、国産の原材料と外国産の原材料を混合している場合には、国レベルでカウントすることとし、3か国以上のものを混合した場合には

「その他」と記載できます。

- 3 2の場合において、原料米の産地が特定できていても、原材料の産地ごとの原材料に占める重量の割合の順序が変動するような場合には、一般消費者へ産地を誤認させない限りにおいて、過去の一定期間の使用割合の実績に基づいて産地の順番を記載できることとします。この場合、「〇〇の産地は、当社における昨年度の取扱実績の多い順に記載しています。」等の注意書きを添えることが必要です。

ただし、当該商品に実際に使用していない産地を過去の実績として記載することは、優良誤認を招くおそれがあるため、過去の実績による記載をする場合でも、実際に使用している産地を記載することが必要です。

- 4 外国で加工製造された場合であっても、原則として原料米の産地を記載することとなりますが、加工品（製品、半製品）で輸入された場合でその原料米の産地が明らかでないときは、当該加工品そのものの原産国（加工、製造をした国名）を記載することとします。

この場合には、記載された産地がその原料米の産地でなく、加工品そのものの原産国であることが分かるようにすることが必要です。

（問 16） 指定米穀等が、食品表示基準の業務用加工食品又は業務用生鮮食品に該当する場合についても当該指定米穀等を他の米穀事業者へ譲渡しをするときは、産地情報の伝達の義務がかかりますか。

（答）

業務用、一般消費者用の別を問わず、指定米穀等を他の米穀事業者へ譲渡しをするときは、当該指定米穀等の産地情報の伝達の義務がかかります。

（問 17） 指定米穀等について、店頭で量り売りをする対面販売などの場合であっても、産地情報の伝達が必要ですか。

（答）

指定米穀等について量り売りをする場合であっても、指定米穀等を取引する際には産地情報の伝達が必要です。つまり、米菓等の指定米穀等を一般消費者に販売・提供した場合、ばら売りをする対面販売などは、食品表示法や食品衛生法において表示の義務を課していませんが、産地情報の伝達を行う必要があります。

(問 18) 産地の伝達および記録について、輸入品の場合、例えば「カリフォルニア産」等と国名を省略した形で記載することはできますか。

(答)

指定米穀等の産地が外国産の場合、国名を省略して州名等のみで記載を行うことはできません。産地は、その国名で記載してください。

(問 19) 一般消費者に対する産地情報の伝達はどのようにすればよいのでしょうか。

(答)

一般消費者に対する産地情報の伝達方法については、以下のいずれかの方法により行ってください。

- ① 指定米穀等の商品の包装・容器に具体的な産地情報を記載。
- ② 小売販売店や外食店等の指定米穀等を販売又は提供をしている場所において、メニュー、店内配布チラシ、ショップカード等や店内、店の入り口の看板等、一般消費者の目につきやすいところに具体的な産地情報を記載。
- ③ ウェブサイトやアプリ等での販売や通信販売の場合には、販売の条件を示すページやカタログの見やすい箇所に具体的な産地情報を記載。
- ④ 商品等にホームページアドレスを記載し、当該ホームページにて産地情報を記載。この場合、商品パッケージにその旨の記載が必要であるほか、ウェブサイト上で当該商品の製造年月日やロット番号等と産地情報との対応関係が把握できるようにすること。
- ⑤ 商品等に「お客様相談窓口」を記載し、当該窓口にて産地情報を案内。この場合、お客様相談窓口において、産地情報を入手できる旨を記載。
- ⑥ 対面販売や外食店において、店員に対して研修等を通じて対応マニュアルなどにより、消費者の求めに応じて店員が産地情報を伝達。この場合、店内等の目につきやすい場所に「産地情報については、店員にお問い合わせください。」等を掲示。
- ⑦ 上記⑤及び⑥の方法により産地情報の伝達を行う場合は、産地情報が正しく伝達されているかどうかの検証が可能な仕組みとする必要があるため、この対応を行う事業者は、対応マニュアルを定め、従業員が当該マニュアルに従って適切に対応できるための措置（周知徹底、教育研修）などを講じ、講じた措置の実績を記録しておくこと。

(問 20) 米トレーサビリティ法に違反した場合の罰則はどのような内容ですか。

(答)

- 1 取引等の際に、記録を作成していなかったり虚偽の記録を作成した場合、定められた期間保存しなかった場合、他の米穀事業者に対して産地情報を伝達しなかった場合、虚偽の伝達をした場合、正当な理由なく報告徴収命令や立入検査を忌避した場合等には、50万円以下の罰金に処することとされています。
- 2 また、一般消費者へ産地情報を伝達していなかった場合には、勧告・命令を行い、この命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金に処することとされています。

(問 21) 事業者間の産地情報の伝達の違反が直罰となっているのに対し、一般消費者に対する産地情報の伝達の違反については勧告・命令の措置がとられているのはなぜですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法は、米穀事業者が指定米穀等の取引等をした際には、産地情報を含む必要項目の記録を作成して保存する義務が課されており、トレーサビリティの確保のため、この記録の作成、保存の義務は直罰規定となっています。
- 2 このため、米穀事業者が適切に産地情報を記録するためには、他の米穀事業者に指定米穀等を譲渡す際の産地情報の伝達についても適切に行う必要があり、これについても直罰規定としています。
- 3 なお、一般消費者への産地情報の伝達については、幅広い事業者に取り組んでいただく必要がある仕組みであることも考慮し、まずは事業者の自主的な取組により改善を促すという考え方に基づき、勧告・命令というステップを踏むこととしています。

(問 22) 米トレーサビリティ法はいつ施行されたのですか。

(答)

取引等の記録の作成、保存については、平成22年10月1日、産地情報の伝達に

については、平成23年7月1日に施行されました。

(問23) 米トレーサビリティ法について、詳細にわかる資料はホームページで見ることができますか。また、質問、相談はどこにすればよいのですか。

(答)

米トレーサビリティ法に関する情報は、農林水産省HPで御提供しております。また、質問、相談につきましては、最寄りの地方農政局等までお願いいたします。

<農林水産省HP>

ホーム > 消費・安全 > トレーサビリティ関係 > お米の流通に関する制度

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>

I I 生産者編

(問1) 生産者が農協に主食用米と加工用米、新規需要米を出荷する際には、どのような記録の作成・保存をする必要がありますか。

(答)

- 1 生産者が農協に主食用米や加工用米、新規需要米を出荷する際には、米トレーサビリティ法で定める取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要となります。
- 2 取引の記録事項については「名称（品名）、産地、数量、年月日、相手方の氏名又は名称、搬出入をした場所」が必要です。
- 3 なお、記録事項については、加工用米、新規需要米等の用途限定米穀（遵守事項省令第1条第1項）である場合にあっては、上記取引の記録事項に加えその用途も記録する必要があります（記録省令第2条第1項第7号）。

(問2) 生産者が農協に米穀の販売委託をした場合や農協に販売した場合には、具体的に米トレーサビリティ法に基づく記録の作成・保存をどのようにすればよいのですか。

(答)

- 1 生産者は、米穀の販売又は販売委託に関わらず、農協等から発行される荷受明細、販売伝票、施設等の利用明細等（複数の伝票類の組合せでも可）で記録省令第2条第1項の記録事項を満たしているものを保存することによって、米トレーサビリティ法の記録の作成・保存をしたこととなります。
- 2 なお、農協等に販売委託をした場合、同法第3条第2項において、「譲渡し」を「譲渡しの委託」と読み替えるとされており、相手方の氏名又は名称に代えて、販売委託先の氏名又は名称（〇〇農協等）を記録することとしています。

(問3) 生産者が自家保有する米と出荷米（販売用（委託を含む。））を区別することなく、カントリーエレベーター（CE）又はライスセンター（RC）にもみで出荷した場合には、米トレーサビリティ法に基づく記録の作成・保存はどのようにすればよいのですか。

(答)

- 1 生産者が、自家保有する米と出荷米（販売用（委託を含む。））を区別することなくCE、RCに出荷した場合には、その全量について、米トレーサビリティ法の記録の作成・保存が必要です。
- 2 この場合、CE、RC又は農協から発行される、荷受明細、販売伝票、施設等の利用明細等で記録省令第2条第1項の記録事項を満たしたものを保存することによって、記録の作成・保存をしたことになります。

(問4) 生産者自らが生産した米穀の全量を自家消費した場合、記録の作成・保存をする必要がありますか。

(答)

生産者が自ら生産した全ての米穀を飯米や縁故米などで自家消費した場合には、事業に該当しませんので、米トレーサビリティ法に基づき記録の作成・保存をする必要はありません。

(問5) 生産者が庭先集荷業者に米穀を販売した際に、取引の記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 生産者が庭先集荷業者に米穀を販売した場合にも、米トレーサビリティ法の記録の作成・保存が必要です。
- 2 この場合、記録省令第2条第1項の記録事項には相手の氏名又は名称も含まれますので、庭先集荷業者の場合であっても必ず連絡先を相手に尋ねるなどして、台帳等に漏れなく記録できるようにする必要があります。また、生産者は庭先集荷業者へ産地情報を伝達する必要があります。

(問6) 他者から作業受託した米穀について、受託側の名義で米穀を販売するために水田の所有者から米穀を仕入れた場合（あるいは、米の販売委託を受けた場合）、また、受託料（作業料）を米穀で受けた場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 生産者間の米穀の取引であっても、事業として譲渡しや譲受けをした場合には、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存が必要です。なお、販売の委託を受けた場合は、同法第3条第2項において、「譲受け」を「譲渡しの受託」と読み替えることとされており、譲受けをした相手方の氏名又は名称に代えて、譲渡しの受託をした相手方の氏名又は名称を記録することとしています。
- 2 受託料（作業料）として生産者間で譲受け・譲渡しがされた米穀であっても、取引等の記録の作成・保存が必要です。

(問7) 水田を借り受けた者が水田の所有者に対して、借地料として、当該水田所有者の自家消費として米の譲渡しをする場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。

(答)

- 1 現金に代えて所要の対価として米穀等を米穀事業者である水田所有者との間で譲受け又は譲渡し等がされた場合には、双方に、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存が必要であり、また、当該借受け者は、産地情報の伝達が必要です。
- 2 ただし、水田所有者が、米穀事業者に該当せず、借地料として譲受けをした米穀の全量を自家消費している場合は、一般消費者として米穀を購入していると考えられることから、双方とも取引等の記録の作成・保存の必要はありませんが、当該借受け者は、産地情報の伝達が必要です。

(問8) ファーマーズマーケットで米・米加工品を販売する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 生産者が米穀を一般消費者へ販売する際は、記録の作成・保存は不要ですが、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達が必要です。
- 2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合（食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「(6)もち」）は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づき表示する必要があり

ます。

- 3 生産者がファーマーズマーケットの開設事業者へ米穀を販売する場合は、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が必要です。

(問9) 種子(種もみ)を購入した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 種子(種もみ)であっても米トレーサビリティ法第2条の米穀に該当しますので、米穀事業者である生産者はその譲受けについて、記録の作成・保存が必要です。
- 2 なお、消毒された種子(種もみ)については、非食用としての用途が確定しているため、同法第3条の産地の記録は必要ありません。

(問10) 苗を購入し、又は販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 苗は米トレーサビリティ法第2条の米穀等に該当しないため、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達は必要ありません。

(問11) 販売者自らが生産する未検査米を用いて米加工品を製造・販売する場合、産地情報の伝達として、「国産」ではなく、都道府県名や市町村名など一般的に知られた地名を伝達することは可能ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法においては、原材料となる米穀の産地情報の伝達について、農産物検査法に基づく農産物検査証明を根拠とすることを義務付けていませんので、事実即した内容であれば、未検査米を原材料に用いても都道府県名や市町村名など一般的に知られた地名を伝達することは可能です。
- 2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合(食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15

の1の「(6)もち」)は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づき表示する必要があります。

(問 12) 販売者自らが生産する未検査米穀を用いて「おにぎり」を製造・対面ばら売り販売する場合、お米の「品種名」を伝達することは可能ですか。

(答)

米トレーサビリティ法においては「品種名」の伝達は義務付けていませんが「おにぎり」を製造・対面ばら売りする場合に「品種名」を伝達するときは、景品表示法、不正競争防止法等の関係法令の規定に留意の上、事実に基づいて行う必要があります。

(問 13) ウェブサイトやアプリ等により米・米加工品を一般消費者に販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 一般消費者へ米穀を販売する際には、記録の作成・保存は不要ですが、米トレーサビリティ法第8条の産地情報の伝達が必要です。
- 2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合(食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「(6)もち」)は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づき表示する必要があります。

(問 14) 生産者が米穀事業者である飲食店に米穀を直接販売した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

生産者が飲食店に米穀を譲渡した場合には、生産者側も飲食店側も米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存が必要です。

また、生産者は同法第4条の産地情報の伝達も必要です。

(問 15) ファーマーズマーケット等又はその運営者が事業者として生産者から米穀等を購入して消費者へ販売する仕組みの場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 ファーマーズマーケット等又はその運営者が生産者から米穀等を購入する際は、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存が必要ですが、一般消費者への米穀の販売の際には、記録の作成・保存は必要ありません。
- 2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合（食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「(6)もち」）は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づき表示する必要があります。

(問 16) ファーマーズマーケット等又はその運営者が事業者として生産者から米穀等の販売委託を受け、消費者へ販売する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 生産者から販売委託を受け、米穀等を譲受け（譲渡しの受託）をした場合には、米トレーサビリティ法第3条第2項によって適用する同法第3条第1項の取引等の記録の作成・保存が必要ですが、一般消費者への米穀の販売の際には、記録の作成・保存は必要ありません。
- 2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合（食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「(6)もち」）は、米トレーサビリティ法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に基づき表示する必要があります。

(問 17) 事業者団体や市町村等が米穀の乾燥調製等の施設の提供のみを行い、当該施設を利用した生産者が形式上・事実上の販売者である場合、当該施設の所有者はどのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

施設の提供しか行っていない者は、米穀事業者に該当しないことから、米トレーサビリティ法の記録の作成・保存を行う必要はありません。

(問 18) 米ぬかを出荷する場合で、購入した事業者が米ぬかから碎米を取り出して販売する可能性があるときは、出荷する米ぬかの記録の作成・保存や産地情報の伝達の必要はありますか。

(答)

- 1 川下の事業者が「米ぬか」から碎米を取り出すかどうかに関わらず、「米ぬか」として出荷している場合には「米穀等」に該当しないため、取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達は必要ありません。
- 2 一方、米油業者等から、「米ぬか」と碎米を選別して利用する目的で「米ぬか」を購入したいと申出があった場合、「米ぬか」自体は対象品目には含まれないものの、「米ぬか」から取り出した碎米は米トレーサビリティ法第2条の米穀に該当するため、以降の流通において、同法の義務を円滑に果たすことができるよう、産地情報の伝達の要請があれば協力をお願いするとともに、取引等の記録の作成・保存をお願いします。

(問 19) 玄米、精米を調製する際に発生する「ふるい下」、「碎米」、「色選下米」等についても、米トレーサビリティ法の対象になりますか。

(答)

玄米、精米を調製する際に発生するふるい下米、碎米、色選下米についても、米トレーサビリティ法第2条の米穀（もみ、玄米、精米、碎米）に該当しますので、取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達を行う必要があります。

(問 20) 生産者自らが生産した米穀を「おにぎり」にして、イベントで無償配布した場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。

(答)

自ら生産した米穀を原料とした「おにぎり」を、イベントなどで無償配布することは、一般消費者への販売や提供ではありませんので、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達は必要ありません。

(問 21) 縁故米（無償譲渡米）を受け取った親戚等が、自ら営む飲食店で米飯として客に提供した場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

- 1 生産者が親戚等の自家消費用として無償で譲渡することは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行っているとは言えないため、米トレーサビリティ法の対象とはなりません。
- 2 しかしながら、譲受けをした親戚等が、自家消費をしないで、自ら営む飲食店で米飯として客に提供することは、米穀事業者としての譲り受けたこととなることから、無償での譲受けであっても同法第3条の取引（譲受け）の記録の作成・保存及び一般消費者への産地情報の伝達が必要となります。

(問 22) 生産者自らが生産した米穀を自ら加工して加工品を一般消費者に販売する場合には、生産者の立場と、加工品製造業者の立場、それぞれの立場での出荷・入荷の記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要ですか。

(答)

- 1 米穀を生産した者と加工品を販売する者が、別法人である場合には、事業者間取引として米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要です。
- 2 一方、同一法人（個人）である場合には、記録省令第1条第2項の規定に基づき、米穀等の譲受けと当該米穀等（これを原材料とする米穀等を含む。）の譲渡しとの相互の関係が明らかになるよう努めることが求められます。

(問 23) 生産者が J A 等の C E 等（カンントリーエレベーター及びライスセンター）に出荷した米穀のうち、自家保有する米を引き取る場合、記録の作成・保存は必要ですか。

(答)

- 1 生産者が自家保有する米の米穀と出荷米（販売用（委託を含む。））を区別することなく C E 等に出荷した場合には、その全量について、米トレーサビリティ法の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が必要になり、J A 等は同様に入荷の全量について、記録の作成・保存が必要となります。
- 2 自家保有米を引き取る場合は、生産者及び J A 等双方に搬出入等の記録の作成・保存が必要となります。

(問1) 試験・研究用米穀を生産する試験・研究機関等は、収穫した米穀についてどのような義務が課されますか。

(答)

- 1 当該試験・研究機関等が米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行っていない場合には、米トレーサビリティ法上の義務は発生しません。
- 2 また、仮に生産した米穀等を一時的に小売店等に販売する場合でも、反復継続した取引でないなど事業として行われていない場合には米穀事業者には該当しないため、米トレサ法上の義務は発生しませんが、事業として行われている場合は、同法の販売記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要です。
- 3 一方、一般消費者に直接販売する場合には、その販売が事業であるか否かに関わらず、販売した内容についての記録の作成、保存は必要ありませんが、当該販売が事業である場合には産地情報の伝達が必要です。

(問2) 調理実習、料理教室にはどのような義務が課されるのですか。

(答)

- 1 調理実習、料理教室が事業として行われている場合には米穀事業者には該当するため、購入した米穀等について米トレーサビリティ法の取引（譲受け）の記録の作成・保存が必要ですが、実習で調理した料理を生徒が食べる際には産地情報の伝達は必要ありません。
- 2 なお、公民館行事などで調理実習、料理教室を行った場合など事業として行われていない場合には、購入した米穀等について記録の作成・保存は必要ありません。

(問3) お米を民芸品に加工している場合、加工者、販売者にはどのような義務が課されますか。

(答)

- 1 お米を民芸品に加工するために仕入れた場合、米トレーサビリティ法の取引等の

記録の作成・保存が必要です。

- 2 なお、加工後、民芸品として販売する場合には「米穀等」に該当しないため、取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達は必要ありません。

(問4) 取引の数量は玄米換算(又は精米換算)する必要があるのですか。

(答)

- 1 記録省令第2条に基づく記録のうち、数量については通常取引する単位で構わないため、玄米換算(又は精米換算)する必要はありません。
- 2 なお、「もみ」をもみすりして玄米にした場合の歩留り比率、玄米をとう精して精米にした場合の歩留り比率についての記録は、内部トレーサビリティとして、入荷と出荷の相互の関係を明らかにするためにも残しておくことが望ましいです。

(問5) 米トレーサビリティ法において「コンタミネーション(コンタミ)」をどのように取り扱うのですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法においては、取引等の際には記録の作成をすることとしており、米穀等の生産、加工、製造又は流通時に他の米穀等が混ざる、いわゆる「コンタミ」の発生に対する許容水準等は規定していません。
- 2 米トレーサビリティ法においては、「産地」の記録は産地が国内のものにあっては国内産であることを記録すればよいこととなりますので、仮に、国内の複数の産地のものが混ざったとしても「国内産」という記録で対応ができます。また、原材料に占める重量の割合が分かれば、割合の多い産地から順に産地を記録することもできます。
- 3 一方、異なる国の産地のものが混ざった場合には、「外国産」とは記録できませんので、原材料に占める重量の割合の多い国から順に国名を記録する必要があります。
- 4 なお、産地が国内産にあっては都道府県等、外国産にあっては国名が3つ以上ある場合には上位2つのみ記載し、その他の産地を「その他」と記載することができます。

ます。

(問6) スーパー等で一般消費者向けに販売する際に、販売する相手が一般消費者か米穀事業者か区別できない場合はどのようにすればよいのですか。

(答)

- 1 スーパー等は一般消費者を対象に商品を販売していますが、外食事業者等はスーパー等で食材を調達する場合があります。スーパー等側からみると、商品を販売した相手が一般消費者なのか米穀事業者なのかを明確に区別することは不可能です。
- 2 したがって、一般消費者へ販売したものとみなして、スーパー等は小売業を営んでいる店頭で事業者が来店して米穀等を購入した場合であっても、一般消費者として扱うことが適当である以上、販売の記録の作成・保存は必要ありません。

(問7) 中間流通業者が対象品目であることを認識していなかった等の理由で、伝票等に必要な項目を記載せずに販売し、販売先の事業者が必要な譲受け記録の記録事項を作成していなかった場合、その責は中間流通業者が負うこととなりますか。

(答)

- 1 譲渡し先の事業者が記録の作成・保存をしなかった責を、当該譲渡しをした者が負う必要はありません。
- 2 なお、譲受けの記録として、仕入れ先から記録省令第2条に定める必要な記録事項が記載されていない伝票等を受け取った事業者は、当該仕入れ先への聞き取りや包装・容器に表示された内容により、必要な記録事項について記録してください。
また、当該仕入れ先から、必要な記録事項が記載された納品書等をもらうように努めてください。

(問8) 外食店等がスーパー等で袋詰め精米を購入し、当該外食店で料理として提供した場合、レシートには産地が記載されていませんが、購入した際、自ら米穀の産地を記録する必要がありますか。

(答)

外食店等がスーパー等で袋詰精米を購入した場合であっても、譲受けの記録の作成・保存が必要です。その際、レシートに当該精米の産地が記載されていなければ、米トレーサビリティ法第3条の記録事項の一つである産地（記録省令第2条第2号）の記録漏れとなるため、例えば、産地をレシートに追記して保存する、帳簿に記載するなど、何らかの形で記録しておく必要があります。

また、一般消費者に提供する米飯類については、産地情報の伝達が必要です。

（問9） 「もち」や「だんご」等を販売している店舗において、店内で食べることができる場所を設けている場合、そこで一般消費者が食す際には、産地情報の伝達が必要となりますか。

（答）

小売店の店内に飲食スペースを設けている場合においても、外食事業者が対象品目を一般消費者に提供する場合と同様に取り扱います（米飯類のみについて産地情報の伝達が必要）。

（問10） 結婚披露宴や大規模なパーティでの産地情報の伝達はどのようにしたらよいのですか。

（答）

結婚披露宴やパーティ等で米飯類を提供する場合の米穀事業者には、①契約し代金を支払う者、②実際に食事をする者のいずれかに対し、米トレーサビリティ法の産地情報の伝達を行う必要があります。

なお、他の外食店等での対象品目の提供と同様、清酒など米飯類以外の対象品目の産地情報の伝達は必要ありません。

（問11） 災害援助等の際に、弁当やおにぎりを配布する場合には、どのような記録が必要ですか。

（答）

災害時の援助の一環として、弁当やおにぎりを配布することは、緊急を要する人道的行為であり、事業として実施しているものとは考えられないことから、米トレーサビリティ法に基づく取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達の義務はありません。

(問 12) 旅館、ホテル等の客室において、受け菓子として米菓を置く場合やお茶と一緒にだんごを提供する場合、どのような記録が必要になりますか。

(答)

受け菓子として米菓を置く場合やだんごを提供する場合には、米トレーサビリティ法に基づく譲渡し記録の作成・保存の必要はありませんが、米穀等の譲受け記録の作成・保存は必要です。

また、米飯類の提供に該当しないため、同法第8条の産地情報の伝達は必要ありません。

(参考) 「提供」とは飲食店などでサービスとして料理等を利用者に提供する形式を指します。

(問 13) 賞味期限が3年を超えるものは5年間の保存としているが、その原料米穀の購入記録も納入元の販売記録も保存期間は3年であり、5年間保存する意味がないのではないですか。

(答)

- 1 賞味期限が残っているうちは消費されずに一般消費者の手元に保存されている可能性があるため、当該食品に問題が生じ、商品回収等の必要が生じた場合に適切な対応が取れるよう、賞味期限プラス α の期間の記録の保存を義務付けることとしています。
- 2 しかしながら、取引時点での残存賞味期限を証明する手だてがないこと、記録の保存期間が細かく多くに分かれることとなれば、事務が繁雑になることから、賞味期限が3年を超えるもの(災害用のアルファ化米、缶詰など)を一律5年としたものです。(米トレーサビリティ法第6条、記録省令第7条)
- 3 原料に用いた米穀の取引記録である3年間を経過した後は、原料米穀に遡っての原因究明等はできなくなりますが、問題が発覚した商品と同じリスクを有する商品の回収は可能であり、消費者保護の観点からも取引等の記録については5年間保存する必要があると考えています。

(問 14) 罰金が50万円では、十分な抑止力とはならないのではないですか。

(答)

- 1 罰金の適用は司法の判断に委ねられます。
- 2 違反者が法人の場合には、米トレーサビリティ法第13条の法人重科の規定があるため、行為者のほか、法人等に対しても同様に罰金が科されることがあります。
- 3 別途公表している勧告及び公表の指針に従い、公表することが妥当であると判断された場合には、公表後に取引関係にある事業者からの取引停止など大きな経済的損失が生じると見込まれるため、各米穀事業者にとっては50万円という罰金と合わせて、大きな抑止効果があるものと見込まれます。

(問 15) コイン精米機設置者は、不特定多数の人が使用するコイン精米機において、色彩選別で除去された米穀について引き取り業者に譲渡しを行う場合には、取引の記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。

(答)

碎米や色彩選別機等から除去された米穀であっても米トレーサビリティ法の「米穀等」に該当しますので、コイン精米機の設置業者が出荷、販売する場合（事業者がそれを入荷、購入する場合）には取引の記録の作成・保存が必要となります。

食用として米穀事業者に譲渡しを行う場合には、「産地」についての記録及び伝達が必要となります。

(問 16) ライスセンター等から発生する碎米や色彩選別で除去された米などを他の米穀事業者に譲渡する場合、どのような記録の作成・保存が必要ですか。

(答)

碎米や色選下米も米穀ですので、他の米穀事業者に譲渡しをする場合には、有償・無償に関わらず、米トレーサビリティ法の取引等の記録の作成・保存及び産地情報の伝達が必要です。

(問 17) 取引等の記録の「搬出入した場所」の記載について、業者名のみで住所（地名）はなくてもよいか。

(答)

記録省令第2条第1項第6号及び第5条第1項第4号、第5号において、「搬出又は搬入をした事務所等その他の場所」と規定されており、搬出又は搬入をした場所として、事務所名、倉庫名、工場名等で場所が特定できる場合は、必ずしも住所を併記する必要はありません。

(問 18) スーパーや百貨店等で、米穀等を一般消費者に試食用及びサンプル用として無償配布した場合、記録の作成・保存や産地情報の伝達は必要ですか。

(答)

米穀等を試食用又はサンプル用として無償配布することは、一般消費者への販売ではありませんので、取引等の記録の作成・保存、産地情報の伝達は必要ありません。

(問 19) 営業用のサンプルを各取引先の担当者に無償で配る際にも取引等の記録の作成・保存は必要ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティー法では、目的や量に関係なく米穀事業者が米穀等を他の米穀事業者に譲り渡した際にはその記録の作成・保存が必要となります。
- 2 しかしながら、営業用のサンプルを米穀事業者の担当者に配る行為は、一般消費者へのサンプルの譲受け・譲渡しと同様に取り扱うこととし、取引等の記録の作成・保存は必要ありません。

(問 20) 一般消費者に提供した米飯類の食べ残しについて廃棄をした場合、どこまでが食べ残しに該当しますか。また、この場合、記録の作成は必要ですか。

(答)

- 1 一般消費者に提供した米飯類の食べ残しには、食器に盛り付けられたものだけで

なく、一般消費者へ提供するために厨房等で調理されたものの残りも含まれます。

また、同様に小売店の厨房等で販売用に調理し、残ったものについても廃棄の記録は必要ありません。

- 2 一方、最終的には一般消費者へ提供、販売される米飯類であっても、他の米穀事業者に譲り渡す予定のものを出荷せずに廃棄をした場合については同法第5条の廃棄の記録の作成・保存が必要です。

(問 21) 品位の検査等でサンプルを検査機関へ送付する場合、5 k g 未満であっても記録が必要ですか。

(答)

- 1 取引等の記録の作成を要しない場合として、記録省令第6条第1項第1号において「残留する農薬についての検査、品位等についての検査その他の検査を行うため、必要最小限の米穀等について廃棄をした場合（1回の検査につき5 k g 以上の米穀等について廃棄をした場合を除く。）」と規定しており、検査目的であっても、廃棄以外の場合の例外は認められません。

- 2 したがって、検査目的であっても当該米穀等を米穀事業者に譲り渡す場合等には米トレーサビリティ法第3条の取引等の記録の作成・保存及び同法第4条の産地情報の伝達が必要です。

また、米穀事業者以外に譲り渡す場合には、同法第5条の搬出の記録の作成・保存が必要となります（一般的に検査機関自体は米穀事業者には該当しません。）。

さらに、検査目的で統計学上必要最小限とされている量を採取し、廃棄する場合であっても、その量が1回の検査につき5 k g 以上である場合には、廃棄の記録が必要となります。

(問 22) 指定米穀等である商品を他の米穀事業者へ譲渡しをする場合、又は一般消費者へ販売する場合において、当該商品の産地情報を伝達するとき、当該商品の原材料に用いた全ての対象品目（指定米穀等に該当するもの）について産地情報の伝達は必要ですか。

(答)

- 1 米飯類、例えば、チャーハンの産地情報を伝達する場合、当該チャーハンの原材

料として米穀以外に米穀粉等の指定米穀等に該当するものを用いたときは、当該原材料を用いた指定米穀等ごとに、その産地情報の伝達をする必要があります。

2 ただし、当該商品の原材料として、「清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」を使用した場合には、当該「清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん」の原材料である米穀の産地を伝達する必要はありません。

3 なお、米飯類を含む飲食料品については、複数の指定米穀等を含む場合であっても、当該米飯類の原料米の産地のみ、産地情報の伝達を行う必要があります、米飯類以外の指定米穀等の原料米の産地情報を伝達する必要はありません（記録省令第2条第1項第2号）。

例えば、お弁当にご飯（米飯類）とだんごが含まれている場合、ご飯の原料米の産地情報の伝達は必要ですが、だんごの原料米の産地情報の伝達は不要です。

（問 23）社員食堂での産地情報の伝達の義務とその主体はどうなりますか。

（答）

一般消費者への産地情報の伝達の義務は、食事の提供を事業として営まれている場合に発生するため、①社員食堂の経営を外部の事業者へ委託している場合は外部の事業者が、②社員への食事の提供を自らの事業として営んでいる場合は会社自体が、それぞれ利用者に対する産地情報の伝達が必要です。

（問 24） 賄い食の提供についても、産地情報の伝達が必要ですか。

（答）

賄い食については、従業員に対し食事を提供しているものですが、その食事の提供は、一般的にみて事業として営まれているものではないので、伝達は必要ありません。

（問 25） 病院、学校、老人ホーム、刑務所等において、それぞれ入院患者、児童・生徒、入居者、収監者等に対する給食をしている場合は、産地情報の伝達が必要ですか。

（答）

病院、学校、老人ホーム、刑務所等における給食として提供された米飯の原料米の

産地情報の伝達については、一般消費者に対する提供ではないため、産地情報の伝達は不要です。

ただし、これらの施設であっても、一般消費者に広く食事を提供する場合には、産地情報の伝達が必要です。

なお、いずれの場合であっても、これらの施設は米穀事業者に該当するため、米穀等を譲受けた場合の記録の作成・保存の義務は発生します。

I V 対象品目編

1 米穀

(問 1) 「米ぬか」は、対象となりますか。

(答)

- 1 玄米をとう精した際に発生する「米ぬか」は、米トレーサビリティ法に規定する米穀に該当しないため、対象とはしません。
 - 2 ただし、「米ぬか」と呼ばれているものでも、とう精歩合によって、ぬか層と胚芽以外の白米部分を含む「米ぬか」が発生し、そこから、白米部分を取り出したものが、「白ぬか」として流通している実態があります。
この「白ぬか」については、政令第 1 条第 1 号に規定する「米穀粉」であるため、対象とします。
- 2 米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したもの（これらの調製食料品（次号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げるものを除く。）であって、農林水産大臣が定める基準に該当するものを含む。）**

(問 2 - 1) 「米穀粉」としては、どのようなものが対象となりますか。

(答)

- 1 「米穀粉」としては、米穀を粉にしたもの（うるち米粉、もち米粉及びうるち米粉ともち米粉を混合したもの）を対象とします。
- 2 具体的には、うるち米をそのまま粉にするもの（上新粉など）、もち米をそのまま粉にするもの（白玉粉、もち粉など）、うるち米を加熱してから粉にするもの（みじん粉など）、もち米を加熱してから粉にするもの（道明寺粉、寒梅粉など）、米穀を微細粉化したもの（小麦粉代替用の米粉など）などが対象です。

- 3 なお、うるち米粉やもち米粉に他の原材料が混ぜられたものなど、「米穀粉」として対象としないものであっても、いわゆる「米粉調製品」のうち告示第2項で定める基準に該当するものは、対象とします（問2-2参照）。

（問2-2） 以下のものは、対象となりますか。

- ① 無糖、もち米粉83%、加工でん粉17%
- ② 無糖、もち米粉84%、とうもろこし粉16%
- ③ 米粉40%、加工でん粉30%、小麦粉16%、砂糖14%

（答）

- 1 いわゆる「米粉調製品」については、告示第2項で以下のように定められています。

「令第1条第1号の農林水産大臣が定める基準は、米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット（直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより、固めたものをいう。）又はでん粉（加工でん粉を含む。以下この項において同じ。）の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の85%を超え、かつ、米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。）及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めることとする。」

- 2 したがって、

- ① 米粉調製品（無糖、もち米粉83%、加工でん粉17%）は、米穀又はでん粉の合計が当該米粉調製品の全重量（100%）となり、かつ、米穀産品が最大の重量を占めることとなりますので、告示の基準を満たすことから対象とします。
- ② 米粉調製品（無糖、もち米粉84%、とうもろこし粉16%）は、米穀産品が当該米粉調製品の全重量の84%となりますので、告示の基準を満たさないことから対象としません。
- ③ 米粉調製品（米粉40%、加工でん粉30%、小麦粉16%、砂糖14%）は、米穀、小麦及びでん粉の合計が当該米粉調製品の86%となり、かつ、米穀産品が最大の重量を占めることとなりますので、告示の基準を満たすことから対象とします。

（問2-3） 「米粉ミックス粉（米粉80%、小麦グルテン17%、その他3%）」は、対象品目に該当しますか。

(答)

1 米トレーサビリティ法の対象となる米穀等とは、政令第1条第1号において、米穀粉、米穀のひき割りしたもの及びミールその他米穀を農林水産大臣が定める方法により加工したものと定められており、その基準は、告示において、

① 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有量の合計が当該調製食料品の全重量の85%を超えていること

② 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めること

と定められています。

2 したがって、当該米粉ミックス粉（米粉80%、小麦グルテン17%、その他3%）については、米穀の粉である米粉が80%であることから、要件②は満たしているものの、「小麦グルテン」は小麦の粉に該当しないため、要件①の基準を満たさないことから、当該米粉ミックス粉は対象品目の対象に該当しません。

3 米菓生地

(問3-1) 「米菓生地」としては、どのようなものが対象となりますか。

(答)

うるち米、もち米又はそれらの粉を主な原材料とし、搗いて又は練って製造され、専ら米菓の原材料として使用されることを目的としたものを、「米菓生地」として対象とします。

(問3-2) 問3-1の「専ら米菓の原材料として使用されることを目的としたもの」とは、どのようなものですか。

(答)

「専ら米菓の原材料として使用されることを目的としたもの」とは、

① 「米菓生地」と称して販売されているもの

② ①には該当しないものの、米菓を製造する事業者を主な対象に、米菓の原材料として販売されているもの

をいいます。

(問3-3) 問3-2の「米菓生地」と称しとは、どのようなことですか。

(答)

「米菓生地」と称しとは、米菓生地であることが記載されていることであり、単に「米菓生地」だけでなく、「〇〇せんべい生地」、「〇〇あられ用」なども含まれます。

4 もち

(問4-1) 「もち」としては、どのようなものが対象となりますか。

(答)

1 以下の①又は②に該当するものを「もち」として対象とします。

- ① もち米若しくはもち米粉又はその両方（以下「もち米等」という。）のみを原材料とし、搗（つ）いて又は練って製造されたもの
- ② もち米等以外の原材料（甘味料を除く。）を含むものの、もち米等を主な原材料とし、搗いて又は練って製造されたものであって「もち」と称して販売されているもの

2 なお、もちを更に調理、加工等したもの（例えば、もちで他の原材料を包み込んでいるもの、もちに他の原材料をかけたもの、もちに他の原材料をまぶしたものなど）は、もちとは別の製品であるため、対象とはしません。

(問4-2) 問4-1の「もち」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。

(答)

「もち」と称して販売されている」とは、例えば、

- ① 商品の包装・容器等に「もち」や「餅」という表記を用いている
- ② 取引等に係る伝票等に記載される名称に「もち」や「餅」という表記を用いている
- ③ 店頭において、プライスカード、POP等商品を指す資材に「もち」や「餅」という表記がある

ことをいいます。

(問4-3) とうもろこしでん粉などを生地を使用したものや、よもぎ、海苔や豆を生地に練り込んだものは、「もち」として対象となりますか。

(答)

「もち」として対象とするものは、問4-1のとおりであり、とうもろこしでん粉などが生地に使用されていることや、よもぎ、海苔(のり)や豆が生地に練りこまれていることは、対象となるかどうかには直接影響を与えるものではありません。

(問4-4) 食品表示法に基づく食品表示基準と米トレーサビリティー法との関係はどのようになっていますか。(I基本編問3の再掲)

(答)

1 米トレーサビリティー法により、米穀事業者は指定米穀等の米穀又は米加工品の原料米穀の産地を一般消費者に伝達する必要があります。その際、原材料において原料米穀が占める重量の割合の順にかかわらず、産地情報の伝達が必要です。

また、同法により、重量の割合上位1位の原材料の原産地が情報伝達(表示)されている場合、食品表示基準の規定は適用されません。

2 ただし、食品表示基準に従って産地を表示しなければならない場合(食品表示基準別表第2の1の(1)の「米穀」、別表第24の「玄米及び精米」及び別表第15の1の「(6)もち」)は、米トレーサビリティー法第8条の規定に基づく産地情報の伝達義務の対象外とされているので、食品表示基準に定められた表示を行ってください。

※(参考)食品表示基準で規定される「もち」

原材料及び添加物に占めるもち米の重量の割合が50%以上のもの

5 だんご

(問5-1) 「だんご」としては、どのようなものが対象となりますか。

(答)

1 以下のものを「だんご」として対象とします。

① うるち米粉若しくはもち米粉又はその両方(以下「うるち米粉等」という。)のみを原材料とし、練って、小さく球状に丸めて又は円柱状に丸めて切って製造されたもの

- ② うるち米粉等以外の原材料を含むものの、練って、小さく球状に丸めて又は円柱状に丸めて切って製造されたものであって、「だんご」と称して販売されているもの

2 したがって、原材料を「練る」、「小さく球状に丸める」又は「円柱状に丸めて切る」以外の製造工程を経たもの（例えば、餡（あん）等を生地で包んでいるもの）は対象としません。

（問５－２） 問５－１の「「だんご」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。

（答）

「「だんご」として称して販売されている」とは、例えば、

- ① 商品の包装・容器等に「だんご」という表記がされている
- ② 取引等に係る伝票等に記載される名称（取引において通常用いている名称）に「〇〇だんご」という表記を用いている
- ③ 店頭において、プライスカード、POP等商品を指す資材に「だんご」、「団子」という表記がある

ことをいいます。

（問５－３） 餡等をおかけたもの、串に刺されたものは、「だんご」として対象となりますか。

（答）

「だんご」として対象となるものは、問５－１のとおりであり、これに該当するものであれば、餡等をおかけることは、対象となるかどうかには直接影響を与えるものではありません。

（問５－４） 糖類など甘味料やとうもろこしでん粉を生地に使用したものは、「だんご」として対象となりますか。

（答）

「だんご」として対象となるものは、問５－１のとおりであり、これに該当するものであれば、糖類など甘味料やとうもろこしでん粉が生地に使用されていることは、

対象となるかどうかには直接影響を与えるものではありません

(問5-5) 原材料がもち米、うるち米の米粉である「すあま」、「ういろう」、「ゆべし」などは、「だんご」として対象となりますか。

(答)

「すあま」、「ういろう」及び「ゆべし」については、うるち米粉等のみを原材料としているものではなく、かつ、「だんご」と称して販売されていないことから、対象とはなりません。

6 米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものであって、粒状のもの（これを含む料理その他の飲食料品を含む。）

(問6-1) 「おこげ」は、対象となりますか。

(答)

- 1 「おこげ」と呼ばれているものの中には、大きく分けて、
 - ① 通常の炊飯の中でお釜の底にできる「おこげ」
 - ② 米飯を板状に押し固め乾燥し、揚げて中華料理の「おこげ料理」やインスタントカップスープ等の具としているもの
 - ③ ②を調味し、米菓としているものがあります。
- 2 ①については、「米飯類（定義（2, (2)⑤）参照）」ですので対象とします。
- 3 ②の「おこげ」については、「米穀について」加熱による調理その他の調製を行ったものではなく、また、その形状も粒状ではないため「米飯類」ではなく対象とはしません。
- 4 ③については、問7-1の「米菓」を参考にしてください。

(問6-2) カップ入りなどの「即席ぞうすい」、「即席おかゆ」等は対象となりますか。

(答)

- 1 カップ入りなどの「即席ぞうすい」、「即席おかゆ」については、「米飯類」として対象とします。
- 2 なお、いわゆる「米飯類（定義（2，（2）⑤）参照）」を対象としており、その他の商品については、必要に応じて個別、具体的に判断していくこととしております。

（問6－3）発芽玄米、コラーゲン米、ビタミン強化米などは、対象品目に該当しますか。

（答）

発芽玄米、コラーゲン米、ビタミン強化米などは、政令第1条第5号の米飯類に該当しますので対象品目です。

（問6－4）玄米・精米に雑穀やビタミン強化米などを混合したものは、対象品目に該当しますか。

（答）

- 1 米穀（玄米・精米（黒米、赤米、緑米を含む。））と雑穀やビタミン強化米を混合した商品は、政令第1条第5号に該当しますので、対象品目です。

なお、ビタミン強化米を含む袋詰精米は、食品表示基準別表第24「玄米及び精米」に基づいた、表示が必要となります。

一方、ビタミン強化米そのものについては、食品表示基準に基づく産地表示は必要ありませんが、米トレーサビリティ法に基づき、ビタミン強化米の原料米について産地情報を伝達する必要があります。

- 2 類似性の高い商品として、玄米・精米と小豆などの豆類や雑穀等がそれぞれ個別に包装され、同包されている商品がありますが、これも同様に、政令第1条第5号に該当します。

（問6－5）玄米・精米ではなく、発芽玄米に小豆などの豆類や雑穀を混合したものは、対象品目に該当しますか。

（答）

発芽玄米は、米穀を加熱による調理その他の調製をしたものであり、これに小豆などの豆類や雑穀を混合したものは、政令第1条第5号に該当しますので、対象品目に該当します。

7 米菓

(問7-1) 「米菓」としては、どのようなものが対象となりますか。

(答)

以下のものを対象とします。

- ① うるち米、もち米、うるち米粉又はもち米粉（以下「うるち米等」という。）を主な原材料とした生地を焼いて又は揚げて製造されたもので「米菓」として販売されているもの
- ② うるち米等を原材料に含む生地を焼いて又は揚げて製造されたもので、あられ、せんべい、おかきその他の「米菓」と称して販売されているもの

(問7-2) 問7-1の「「米菓」と称して販売されている」とは、どのようなことですか。

(答)

「『米菓』と称して販売されているもの」とは、例えば、

- ① 商品の包装・容器等に「米菓」、「〇〇あられ」、「〇〇せんべい」という表記を用い、「米菓」として流通している
- ② 取引等に係る伝票等に記載される名称(取引において通常用いている名称)に「せんべい」、「あられ」、「おかき」等と表記されている
- ③ 店頭において、プライスカード、POP等商品を指す資材に「米菓」や「〇〇せんべい」、「〇〇おかき」等の表記がある

ことをいいます。

(問7-3) せんべいやあられ等の「米菓」に、ピーナッツ、干魚等を混ぜて、袋詰めしたものは、対象となりますか。

(答)

「米菓」として対象とするものは、問7-1のとおりであり、原材料として用いるか、製品同士を組み合わせるかに関わらず、これに該当するものであれば、対象とす

ることとします。

(問7-4) 米トレーサビリティー法の「指定米穀等」に該当しない米粉調製品を使用して米菓を製造した場合、米トレーサビリティー法に基づく当該米菓の原料米の産地情報の伝達が必要ですか。

(答)

- 1 米トレーサビリティー法の「指定米穀等」に該当しない米粉調製品については、産地情報の伝達は必要ありませんが、それを原材料として製造されるものが問7-1の「米菓」として、対象となることはあり得ます。
- 2 したがって、対象となり得る「米菓」の原材料として米粉調製品を使用する事業者は、当該米粉調製品の譲渡しを受けた事業者に対して、「当該米粉調製品に用いられる原料米の産地を納入業者に聞くなどして、産地情報を入手し、産地情報の伝達をしていただきたい」旨要請をしていただくこととなります。
- 3 なお、当該米粉調製品の原料米の産地が不明な場合には、当該米粉調製品の原産地を記載することも可能です。

8 その他

(問8-1) 「もち」、「だんご」、「米菓」等の「原材料」の判断は、どのように行うのですか。

(答)

- 1 商品に原材料名欄がある場合には、食品表示法に基づく食品表示基準に基づき、製品重量に占める原材料としての割合の多い順に書くこととされていますので、これにより判断します。
- 2 一方、店頭販売の場合、原材料名欄がないことも想定されるため、当該店頭において直接聞取りを行うことにより判断することになります(必要がある場合には、製造業者まで遡って聞取りを行います。)

(問 8 - 2) 米飯類のほかにだんご等の指定米穀等が含まれるような飲食料品については、対象となりますか。

(答)

米飯類のほかに指定米穀等（もち、だんご等）が含まれる飲食料品については、このうち「米飯類」について対象とすることとします（記録省令第 2 条第 1 項第 2 号及び伝達命令第 2 条第 3 項参照）。

(問 8 - 3) 「種こうじ」は対象品目に該当しますか。

(答)

- 1 米トレーサビリティ法の対象となる「米こうじ」とは、一般的に米にこうじ菌を繁殖させたものを指します。
- 2 一方、米こうじを作る際に用いる「種こうじ」については、こうじ菌を精製したものを「種こうじ」として流通している場合と、「米こうじ」を「種こうじ」として流通している実態があります。
- 3 したがって、「種こうじ」として取り扱われているものが、具体的に「米こうじ」に該当するかどうかについては、個別に判断することとなり、「種こうじ」として取り扱われるものが「米こうじ」と同様のものであれば米トレーサビリティ法の対象となり、こうじ菌のみを精製したものであれば対象品目に該当しません。